

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 国外留学生の住所

Q : 私は、日本の国籍を有していますが、現在はカナダに留学中です。先月、日本に住んでいる父が死亡しました。私は、制限納税義務者になるのでしょうか。ちなみに、私は日本から生活費を送金してもらっています。

A : 無制限納税義務者になります。

【解説】

無制限納税義務者に該当するか制限納税義務者に該当するかは、財産を取得した者の住所が、その財産を取得した時において、日本国内にあるかどうかで判定しますが、その者が相続により財産を取得した時において日本国内を離れている場合でも、国外出張等により一時的に国内を離れているにすぎない者については、国内に住所があることとなります。

しかし、留学生や国外勤務者については、その住所の判定が明らかではありません。そこで基本通達では、次の者の住所は日本国内にあるものとして取り扱うこととしています。

- (1) 学術、技芸の習得のため留学している者で日本国内にいる者の扶養親族となっている者
- (2) 国外において勤務その他の人的役務の提供をする者で国外におけるその人的役務の提供が短期間（おおむね1年以内）であると見込まれる者（その者の配偶者その他生計を一にする親族でその者と同居している者を含みます）

ご質問の場合、上記(1)に該当することになりますから、無制限納税義務者となります。

